第 14 回宇部市障害者差別解消支援地域協議会(会議録)

日 時:令和3年1月28日(木) 16:00~17:30

場 所:宇部市総合福祉会館 4階大ホール

出席者:15人(欠席者 3人)

近藤委員、土屋委員、辻岡委員、岡村委員、溝田委員、水田委員、梁井委員、 櫻井委員、村山委員、梶山委員、和田委員、八木委員、阿野委員、植野委員、

上田委員

■議 題

1 コロナ禍における障害のある人への支援や配慮について 議題1「コロナ禍における障害のある人への支援や配慮について」 会長 事務局から説明をお願いしたい。 事務局 具体的な事例を2件ご紹介する。 どちらも新型コロナウィルス感染拡大防止のため「マスク」の着用が求められる事 によって、生じた事例である。 まず始めに、資料1製造業の事務所内で起こった事例について説明する。 Aさんは聴覚に障害があり、障害者の雇用枠で採用され勤務している。聴覚障害は 有るが、少し声を発することができ、相手の口話、口の動きを読み取ることができ、 会話もしていた。ところが、新型コロナウィルス感染防止対策がとられ、職場内で は、「業務中はマスクをする、大声を出さない、昼食時間に無駄なおしゃべりはし ない | というルールが決定された。今までは、相手の口の動きで、話を読み取って いた A さんは全く読み取れなくなり、皆の会話に入れなくなった。マスクを外して 話をしてほしいというと、嫌な顔をされてしまったことがあった。その為に筆談で コミュニケーションを取っているが、相手が書くことのわずらわしさもあり、最低 限の情報量となり、今までどおりの会話ができなくなった。 また、昼食時も飲食する以外、マスクをしているので、休憩中に皆がどんな話をし ているのかわからず、会社では誰とも話をしなくなった。 また先日、会議が行われた際、手話通訳を付けてほしいと要望したが、上司は通訳 者との都合がつかなかったということで、手話通訳の設置は認められなかった。 A さんは、両親とも聴覚障害者で、自宅でも声を発することがなく、月曜日から金

曜日まで一度も声を発してないこともある。その為、今では自分の声の調子もわか

らなくなっているとのこと。

ただ今の事例の説明について、何か質問等はあるか。 会長

また、補足事項があれば、お願いしたい。

T. 17	EF TO BE TO THE THE TO
委員	聴覚障害者が希望したにもかかわらず、手話通訳者を付けなかったというのは、障
	害者に対して配慮に欠けたものだと思われる。この会社では、フェイスガードのよ
	うなものは使っていないのか。
委員	その会社はフェイスガードを使っていない。普通の布 (不織布) 製のマスクを使用。
	今までは、マスクを外して、話していたが、コロナ禍以降は、職員はマスクを付け
	たままで、マスクを外して話すことができない状況である。「フェイスガード」と
	いう配慮も無い。手話通訳者が通訳する時は、「フェイスガード」や「透明マスク」
	を使っているが、病院等で聴覚障害者が「透明マスク」を使うことを、なかなか認
	めてないのが現状だ。
会長	仕事をしていく上で、コミュニケーションをとることは、必要なことである。事業
	所は、障害者の雇用促進法により合理的配慮をして頂く義務があるいうことを、そ
	の事業所に当協議会から申し入れをすることはできないものか。
事務局	ご本人が、会社に申し入れてほしいということであれば、事務局で改めて詳しくお
	聞きし、協議会から会社に申し入れをしたいと思っている。
Λ E	エトンイニマスコル ルルファン・エメセン・マッス・人口に中ンコン・メン・ド
会長	本人が手話通訳を付けてほしいと希望しているので、会社に申し入れをしていただ
	きたい。それが難しいなら、別の提案等により対応していただきたい。
	この件で、ほかに意見があるか。
委員	事例についての直接の意見ではないか、病院では「フェイスガード・透明マスク」
	の使用が認められず、布等のマスク着用を求められていると聞いたが。
委員	手話通訳者が透明マスクをすることは認めてもらえるのだが、聴覚障害者にはマス
	クを外さないでほしいと言われる。
委員	聴覚障害者と手話通訳者はお互いに口の動きや表情で、言葉を読み取るため、口元
	が見えないとコミュニケーンが難しくなる。そのことが医療従事者にまだまだ浸透
	していない。
委員	手話通訳者としては、医療従事者の方に理解していただきたい。
会長	他に皆さんからご意見等はないか。
委員	フェイスガードは感染予防には不十分と言われている。感染防止対策としては、窓
	│ │を開けて、換気を良くする、また、アクリル板を設置するぐらいしか思い当たらな
	いのだが、他に何かいい方法があればお教えいただきたい。
会長	障害のある人が事業所等で働く場合、感染予防とコミュニケーションを両立させな
	がら、一緒に仕事をしていく為に、どのような工夫が取れるのかという趣旨のご質
	問だが、意見はあるか。
委員	ウィルスは空気中を漂っているわけではない。
	アクリル板があって、しかもそこにフェイスガードがあるとするならば、ほぼ感染
	の防止はできていると思われる。また、会議等の時には、「今日は透明マスクにさ
<u> </u>	

	せて下さい」と、発言させてもらう。そういう場面ごとに感染対策を分ける必要が
	あるのではないか。日々の業務の中では、全員が透明マスクとはいかないだろうが、
	会議の時には、透明マスクを使用してもらう、その他の時には普通の不織布のマス
	クをするという使い分けは大事ではないかと思う。
委員	発達障害のある子どもは、触覚的な過敏さや、マスクをどこかへ忘れてしまうこと
	がたびたびある。施設内に入室するに、手の消毒やうがいをするよう、一人ひとり
	に声を掛けている。感染の有無を確認する検査が広く行われれば、安心できるので
	はないかと思う。是非、広げてほしい。
会長	事例の1だが、当該事業所へ合理的配慮を求める旨の申し出をして頂きたい。
	その中で、現実的に対応策を協議しながら、聴覚に障害のある方が職場の中ででき
	るだけ円滑にコミュニケーションが取れるように配慮して頂けるようにお願いし
	たい。
	次に、事例の2を事務局より説明お願いする。
事務局	事例2の説明をさせて頂く。
	こちらは、マスクを付けることができない方の事例である。
	発達障害のあるB君は、買い物に行くことを毎日の楽しみにしている。新型コロナ
	ウィルスの感染拡大によって、スーパーマーケットやコンビニエンスストアのお店
	ではマスクの着用を求められているが、B君はマスクを着用してもすぐ外してしま
	い、マスクをすることができない為、他のお客さまから不快な視線を向けられるこ
	とがある。また買物をしてレジで清算する時、ソーシャルディスタンスをとるよう
	になっているが、B君は理解ができないので、並んでいるお客さんに接近したり、
	間に割り込んだりすることがあるので、周りの人から怪訝な顔をされるということ
	だった。最近は少しずつ慣れて、床に貼ってある「立ち位置シール」の上で、待つ
	ことができるようになったが、やはりひとつの行動ができるようになるには、相当
	な時間を要するとのことである。また、B君の両親は子どもが新型コロナに感染、
	入院、治療となった場合、発達障害のある B 君は医療従事者の指示になかなか従う
	ことができない為、医療機関での治療や入院は難しいのではないかと不安に思って
	いるとのこと。
会長	この事例について、何か補足はあるか。
1	1

委員	1日に1回買い物に行くことで、B君の生活が安定している。買い物に行くことが
	B 君の生活のリズムになっている。そのため、買物に行く度に市民の無理解な視線
	や冷たい言葉に、母親が辛い思いをしている。コロナ禍の中では、マスクを付けな
	いのが「悪」という風潮があり、本当に日々辛い思いをしながら過ごしている。
	また、自分の子どもがコロナウイルスに感染するのではないか、感染後、誰かにう
	つしてしまうのではないかと心配のあまり、子どもを一切外に出さないという人も
	いる。障害があることで、とても生きにくいと感じている人が多くいる。
委員	発達の特性が多種多様なので、一人ひとりにどのような配慮や支援を行えばいいの
	か難しい。コロナ禍の中、家から一切出ないという人もいて、人間関係が非常に狭
	くなったり、ゲームにのめり込み昼夜逆転し、体調を崩してしまう問題も生じてい
	る。
	安心して出かけられる場所があるといい。
会長	この事例について、他に意見はあるか。
委員	視覚に障害のある人は、手が眼の代わりとなり、スーパー等で買い物をする際、品
	物に触れたり、顔を近づけたりし、その後、また品物を棚に返すことがある。他の
	買い物客からは、「あの人は触ったものをまた元にもどしている」と言われたり、
	ソーシャルディスタンスを取るための立ち位置の線がわからず、他者に接近してし
	まうこともある。それぞれの障害特性によって、それぞれの困りごとがある。
	今までは「困ったように見えたら声かけてね」と言っていたのだが、コロナ禍の今、
	なかなか気楽に声を掛けられない。
会長	コロナ禍の中、われわれ全員が今までとは違った行動制限を余儀無くされていた
	り、社会生活をする上でいろいろな制約があったりする。
	障害があるからということで、より大きな制限や、抑圧がかかっている。決してマ
	スクをしないとか、ソーシャルディスタンスが取れないという感染対策をしないと
	いうのではなく、それがうまく理解できなかったり、すぐに行動に移れなかったり
	ということが多々ある。そうした中で、宇部市として、様々な障害の特性として、
	こういう事に困っている、こういう事を配慮してほしいと情報の発信をしていただ
	きたい。
委員	新しい生活様式での障害者に対する配慮について、「市長メッセージ」や「市ホー
	ムページ」「広報うべ」などで情報発信し、市民に理解してほしい。
会長	厚生労働省のホームページに「マスク等の着用が困難である発達障害等のある方等
	についての理解について」というページがある。市でも、様々な形でわかりやすく
	情報発信をしていただきたい。
I	

_	
事務局	本市は毎月1回「うべコロナニュース」を発行している。
	2月号にマスクができない人がいるということを掲載している。また、「マスクがで
	きません」ということがわかるように、マークのようなものを作ろうと考えている。
	マークは市ホームページに掲載して、自由にダウンロードできるようしたい。また、
	「バッジ」の作成も検討している。
委員	「ヘルプマーク」が配布されているが、それにシールを貼るなど、色々な方法を考
	えていただくと有難い。
会長	その他に、皆様の方からご意見はあるか。
	無いようなので、その他の事例について事務局からお願いしたい。
事務局	発達障害のある子どもの事例である。
	Cさんの子どもは発達障害があり、病院に行く時には、事前に障害のことを電話で
	説明し、了解を得て連れて行っている。先日、皮膚科に電話し子どもの障害のこと
	を伝えたうえで、受診をお願いしたところ、看護師が了解したため、子どもとその
	病院に行った。
	ところが、診察室に入ると、医者から、「子どもが動くので、今日は診察できない」
	と言われ、「分かりました。今日は帰ります。」と診察室を出ようとすると、医師か
	ら呼び止められ、突然「診察する」と言われ、一転して診察を受けることができる
	ようになった。事前の電話では、看護師へ障害があることを伝えて、理解してくれ
	たのだが、医師の中には、障害者を診察するということを快く思っていない人が多
	いのではないかとCさんは感じた。
会長	相談事例の1について質問、意見はあるか。
委員	コロナ禍だからというわけではなく、以前からこのような状況があったとのこと。
	そのため、病院にいく際には、必ず事前に連絡をして病院に行っているそうだ。そ
	れでも診て貰えないことがあるとのこと。
 会長	事前に電話をかけて了解をとったにもかかわらず、実際に行くとこのような対応を
云区	新的に電話をかりと了解をとうたにもかかわらり、天际に行くとこのような対応を されてしまったという事例。結果的には、対応して頂いたのだが、当事者の方は大
	変傷ついたのではないか。
	夕物 ノヾ・にシン じ リはは ヾ゚ル゚。
委員	これは医師の人格的な問題だと思う。医師会として、一人でも多くの医師に障害の
	ある人への配慮について伝えていきたいと思う。
会長	次に、相談事例の 2 の説明をお願いしたい。

事務局 発達障害のある子どもさんの事例である。 総合支援学校へ通学する際に、自分で通学できるように、子ども一人で徒歩通学の 練習をしていた。しかし、不審者と間違われて、警察に通報が入ってしまった。パ トカーが2台来て、警察官が子どもに質問するのだが、子どもも発達障害があり、 状況に驚き何も応対することができなかった。警察から保護者に連絡が入り、保護 者が子どもを迎えに行った。2度、同じような事態が起こったため、保護者は自力 で通学させることをあきらめた。 学校では知らない人に声を掛けられても、返事をしたり、ついて行ったりしてはい けないと指導し不審者に警戒するように言っている。障害のある人を不審者と思っ てしまう人が多い。 会長 どういう状況で不審者に間違われたのか。 委員

近所の人、周囲の人が警察に通報したということ。本人も言っているが、「障害を 持っていることが不審者だ」と見られるケースが多いと話している。

以前、自転車で散歩していただけで補導されてしまった高校生がいて、「私は二度 委員 と外には出ない」と言って外に出なくなったケースがあった。不審者への対応につ いては、警察でも研修をしていると思うが、「障害がある子供かもしれない」と少 し意識して対応していただけるとうれしい。

委員 この相談事例を読み、保護者の思いがよくわかった。警察官が取り囲んだり、強い 口調で話す等については、問題があると受け止めている。

障害のある人への対応については研修などを行っている。

この事例では、通報した人が、どんな不信感を抱いて通報されたのかは、分からな いが、小学生の子どもを持つ親が、子どもの通学途中に不審な行動をする人物がい るとして通報されたのか、また、学校とは違う方向、違うことをしているため、そ の子のことを思い心配して通報されたのか不明である。また、警察では通報があっ た場合、複数で現場へ行くようになっているため、パトカーが 2 台行くこともあ る。子どもへの質問であるが、警察としては状況を把握しなければ先に進めないた め、本人や目撃者から話を聞き、対処することになる。未成年者の場合は、警察か ら、なぜ補導することになったのか保護者に説明する責任がある。

警察では、障害者イコール不審者ということは当然思っていない。

警察官は言葉使い一つひとつを気を付けるように、これからも指導していきたい。

会長 警察の公務としてやらなければならない事があると説明いただいたところだ。 地域での障害者の理解、警察での障害者理解に関する研修等、両方が求められる のではないかと思う。

	今回のような事例により、自立するチャンスがなくなったことは、残念だと思う。
	このようなことが、起きないようそれぞれが障害に関する理解を深めていただき
	たい。
	他に何かご意見があるか。
委員	今回の事例では、警察から学校に連絡が言ってないようだが、学校への連絡や確
	認は行わないのか。
委員	基本的には警察から学校への連絡はない。
	第一は、保護者に連絡を取り、引き渡しするのが大原則。ただ、保護者に連絡が
	取れない場合は学校への連絡もある。また、学校への連絡が必要なときは、保護
	者の承諾を得た上で情報提供を行うこととなっている。
委員	この事例とは関係ないが、聴覚障害者が交通事故に巻き込まれ、手話通訳を呼ん
	でほしいと警察に申し出たが、対応していただけなかったことがある。聴覚障害
	者が事故に巻き込まれ、手話通訳を希望した場合、手話通訳者をつけるよう署員
	に周知していただきたい。
会長	聴覚障害者が事故等で手話通訳者を呼んでほしい場合には、宇部市では24時間
	体制で派遣ができるようになっている。これは、この協議会を通しての成果であ
	るため、広くPRしていただきたい。
委員	宇部警察署では宇部市社会福祉協議会から手話通訳者の名簿を毎年度いただい
	ている。この通訳の名簿は、刑事課と交通課、110番指令をする通信指令室に
	備えており、手話通訳の希望があった場合には、連絡することとなっている。今
	回、それが生かされておらず、申し訳なく思う。
	また、発達障害のある人への対応については、宇部市社会福祉協議会に協力いた
	だき、講習会を開催することとしていたが、コロナ禍の影響で中止となった。今
	後も引き続き開催したいと考えている。
委員	宇部市社会福祉協議会には、コミュニケーション支援室ができている。発達障害
	がありコミュニケーションの苦手なこどもやその保護者を支援する仕組みなど、
	コミュニケーション支援室を充実していただきたい。
I	

L

会長	その他 意見はあるか。
	なければ以上で議事を終了する。
司会	各事例において、詳細な説明をいただきお礼を申し上げる
	改めて思うのは障害のある人は社会参加する度に自分の立場を説明しなければ
	いけない。自分が今どういう立場に置かれているのか、どういうことで困ってい
	るかということをその都度言わなければいけないというのは 大変なことだと
	思う。こういう時にコミュニケーションするすべがなかったり、効果的に使えな
	かったりすると益々社会の中で不利な立場に置かれてしまう。障害のある人が、
	コロナ禍の中で、どのようなことで困っているのか、どのような支援を必要とし
	ているのか、この協議会を通して発信していきたいと考える。

■ その他

会 長	その他として事務局からお願いしたい。
事務局	次に、前回の書面会議で皆さんにお計りした「障害者差別と配慮の事例集」の
	印刷原稿が出来上がった。内容を確認いただき、意見があれば障害福祉課へ2
	月 10 日までに連絡いただきたい。